

知的財産管理技能検定2級厳選過去問題集【2020年度版】をご購入いただいた皆様へ

第37回(2020年11月14日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級厳選過去問題集【2020年度版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第37回	2020年11月14日(土)	2020年5月1日
第38回	2021年3月7日(日)	2020年9月1日
第39回	未定 ^{注1}	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

注1: 第39回の検定試験が2021年7月に実施される場合は、法律の改正があります。

改訂に関連する法律
特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律(施行: 令和2(2020)年4月1日) URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html
法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(債権法改正)(施行: 令和2(2020)年4月1日) URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

※2020年9月25日現在

該当箇所	変更前	変更後
P68 重要 Point 1～2 行目	<ul style="list-style-type: none"> 意匠とは、物品（物品の部分を含む）の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである 	<ul style="list-style-type: none"> 意匠とは、物品（物品の部分を含む）の形状、模様もしくは色彩もしくはこれらの結合、建築物の形状等または画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである
P71 問 44（解説） 1～7 行目	<p>「意匠」とは、物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいいます（意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならない、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様または色彩のみの創作は、意匠とは認められません。さらに、意匠法の保護対象となる物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいいます（意匠審査基準 第 2 部 第 1 章 21.1.1.1）。</p>	<p style="text-align: center;">意匠登録出願されたものが</p> <p>意匠として成立するためには、物品もしくは建築物の形状等又は画像についての創作でなければなりません。また、物品又は建築物と形状等とは一体不可分であることから、物品又は建築物を離れた形状等のみの創作、例えば、模様または色彩のみの創作は、物品又は建築物の意匠とは認められません。（意匠審査基準 第 III 部 第 1 章 2.1）。</p>
P71 問 44 選択肢ウ （解答解説）	<p><u>ウ 不適切</u> 建物やビルは土地及びその定着物であるいわゆる不動産であるため、物品とは認められず、意匠法の保護対象である意匠には該当しません。</p>	<p><u>ウ 不適切（適切となる可能性があります）</u> 法改正により建築物も意匠法の対象となり得ることから、解答が不適切ではなく、適切となる可能性があります。本問の問題文からは意匠法の保護対応となり得るか否かを判断することができません。</p>
P74 重要 Point 12～13 行目	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な意匠登録出願には、部分意匠、動的意匠、組物の意匠、秘密意匠がある 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な意匠登録出願には、部分意匠、動的意匠、組物の意匠、内装の意匠、秘密意匠がある
P75 問 46 選択肢イ 最終行	<p>（意匠審査基準 第 7 部 第 4 章 74.4.1.1.1.2）</p>	<p>（意匠審査基準 第 IV 第 1 章 3.1）</p>

該当箇所	変更前	変更後
P81 問 49 選択肢エ 最終行	(意匠審査基準 第13部 第1章 131.1)。	(意匠審査基準 第X部 第1章 2.)
P175 問 111 選択肢エ (解説) 2行目	<u>エ 適切</u> 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったとき、例えばその錯誤がなければ法律行為をしなかったであろうという場合には、 無効となります (民95条)。	<u>エ 適切</u> 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったとき、例えばその錯誤がなければ法律行為をしなかったであろうという場合には、 取り消すことができます (民95条)。
P176 問 112 選択肢ア (問題) 1行目	ア 瑕疵担保 責任は、民法上定められた規定であるので、当事者間の契約によって、排除することはできない。	ア 契約不適合 責任は、民法上定められた規定であるので、当事者間の契約によって、排除することはできない。
P177 問 112 選択肢ア (解説) 1行目	<u>ア 不適切</u> 瑕疵担保 責任は、任意規定であるため、原則として当事者が自由に定めることができます (民572条)。…	<u>ア 不適切</u> 契約不適合 責任は、任意規定であるため、原則として当事者が自由に定めることができます (民572条)。…
P221 実力テスト (学科) 問 6 選択肢ア 5～6行目	(意匠審査基準 第2部 第3章 23.5.2)	(意匠審査基準 第III部 第2章 第2節 6.2)
P268 実力テスト (実技) 問 34 審査請求料	出願審査の請求をする者 1件につき118000円に1請求項につき4000円を加えた額	出願審査の請求をする者 ・特許出願日が2019年 3月31日まで 1件につき 118000 円に1請求項につき4000円を加えた額 ・特許出願日が2019年 4月1日以降 1件につき 138000 円に1請求項につき4000円を加えた額 なお、掲載している問題では特許出願日は2017年3月1日であるため、解答および解説に変更はありません。